

公益社団法人 廿日市市シルバー人材センター
事 故 取 扱 要 綱

(目的)

第1条 この事故取扱要綱は、公益社団法人廿日市市シルバー人材センター（以下「センター」という。）安全・適正就業基準に基づき、会員の安全就業を推進し、事故の再発を防止することを目的とする。

(処分)

第2条 センターの安全・適正就業委員会（以下「委員会」という。）は、就業中に事故を起こした会員に対して、次の処分を科することができる。

(注意通告)

第3条 委員会は、別表1に定める事故を起こしたと明白に認められる会員に対して、様式第1号の注意通告を行うものとする。

2 事故を起こした会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業を行った全員に注意通告を行うものとする。

3 注意通告書を発行した日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでの注意通告を解除する。

(罰則)

第4条 委員会は前条第1項の注意通告書を2枚以上累積した場合、別表2の罰則区分による就業停止とし、様式第2号の就業停止通告書を発行する。

2 就業停止の措置を受けた会員であっても、別の職種の就業が可能である場合は、委員会が必要と認める範囲においてこれに就業できるものとする。

3 就業停止させる場合は、当該会員に、委員会において弁明する機会を与えることができる。

4 就業停止期間が完了した場合において、当該会員が就業停止となった職種に復帰し就業することを保障しないものとする。

(就業の停止期間)

第5条 第4条第1項、別表2の就業の停止期間は、年度区分に関わらず期間満了の時点をもって完了するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないもののほか、センター事業の遂行上必要とする事項は、委員会が別に定める。

2 この要綱の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

就 業 中 の 事 故 区 分	
1	傷害事故
2	損害賠償事故
3	センター車両の運転ほか使用による事故

注 1： 1 及び 2 は、就業（通勤）途上の事故を除く。

別表 2 (第 4 条関係)

罰 則 区 分		
区分	注意通告書	就 業 停 止 期 間
A	1 枚	原則注意通告、但し過去履歴を加算する
B	2 枚	30 日を原則停止とし過去履歴を加算する
C	3 枚	90 日を原則停止とし過去履歴を加算する
D	4 枚	180 日を原則停止とし過去履歴を加算する
E	3 年度連続の注意通告	365 日を原則停止とする
過去履歴の加算は、過去 3 年度において注意通告を受けた場合、前年度中では 30 日、前々年度中で 20 日、また 3 年前の年度中では 10 日をそれぞれ就業停止日数に加算する。但し、区分 E を除く。		

注 1 注意通告書の枚数は当該年度中を対象とし、別表 1 の事故区分を問わず適用する。

注 2 区分 E の 3 年度連続とは、当該年度及び前年度、前々年度をいう。

(様式第1号)

注 意 通 告 書

会員番号	
氏 名	
職 種 等	
事故日時	令和 年 月 日 () 時 分頃発生
就業場所	
事故区分及び概要：	

あなたは、公益社団法人廿日市市シルバー人材センター事故取扱要綱第3条の別表1における事故区分（ ）に該当します。

よって、注意通告書を発行します。

通信欄

令和 年 月 日

公益社団法人
廿日市市シルバー人材センター
安全・適正就業委員会委員長

事故取扱要綱（抜粋） (処分) 第2条 センターの安全・適正就業委員会（以下「委員会」という。）は、就業中に事故を起こした会員に対して、次の処分を科することができる。 (注意通告) 第3条 委員会は、別表1に定める事故を起こした会員に対して、様式1号の注意通告を行うものとする。 (罰則) 第4条 委員会は第3条の別表1に定める注意通告書を2枚以上累積した場合、別表2の罰則区分による就業停止とし、様式2号の就業停止通告書を発行する。

(様式第2号)

就業停止通告書

会員番号 : _____
氏名 : _____

就業停止期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日の 日とする。
就業職種 : _____

あなたは、公益社団法人廿日市市シルバー人材センター事故取扱要綱第4条の別表2による罰則区分()に該当します。
よって、本日をもって就業を停止します。

通信欄

令和 年 月 日

公益社団法人
廿日市市シルバー人材センター
安全・適正就業委員会委員長

事故取扱要綱(抜粋)

(処分)

第2条 センターの安全・適正就業委員会(以下「委員会」という。)は、就業中に事故を起こした会員に対して、次の処分を科することができる。

(注意通告)

第3条 委員会は、別表1に定める事故を起こした会員に対して、様式1号の注意通告を行うものとする。

(罰則)

第4条 委員会は第3条の別表1に定める注意通告書を2枚以上累積した場合、別表2の罰則区分による就業停止とし、様式2号の就業停止通告書を発行する。